

## 広島県告示第千五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十二条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

令和七年十二月二十二日

広島県知事 横田美香

会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員	解除了した事務	解除した年月日
広島県立河内高等学校に所属する次の職員 守長 佑	当該出納員の所属する解の会計事務（法第百七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）	令和七年一二月一一日